

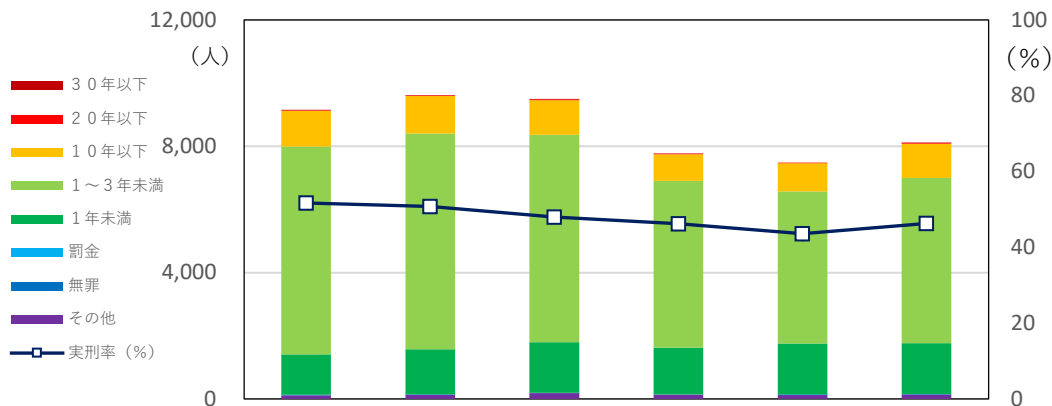
令和7年度薬物乱用対策推進地方本部全国会議配布資料

法務省

目 次

- 資料 1 薬物事犯の第一審裁判結果の推移
- 資料 2 薬物犯罪収益等に対する没収額及び追徴額の推移
- 資料 3 刑事施設における薬物依存離脱指導
- 資料 4 依存症回復処遇課程の処遇イメージ
- 資料 5 少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）
- 資料 6 少年院における大麻に関する指導
- 資料 7 薬物再乱用防止プログラム
- 資料 8 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要
- 資料 9 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）
- 資料 10 地域再犯防止推進事業の概要
- 資料 11 第二次再犯防止推進計画（概要）
- 資料 12 薬物事犯者等に対する厳正な退去強制手続の実施について

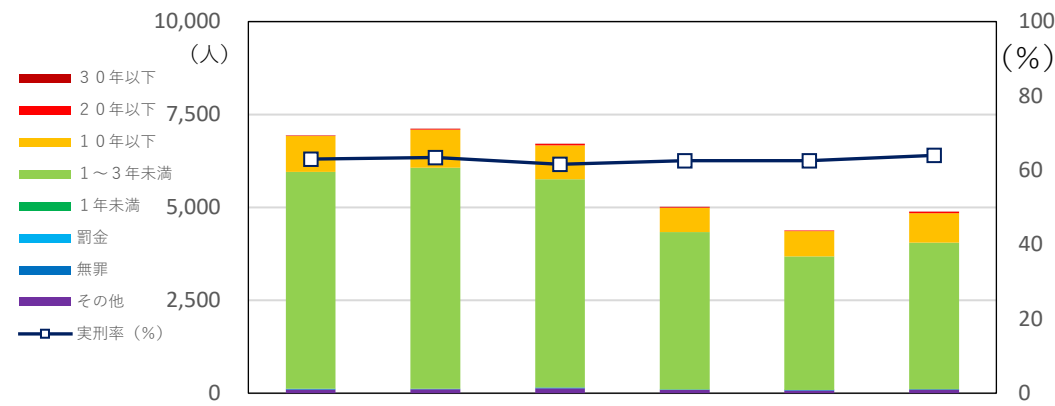
(1) 薬物 5 法 (全体)



年次 刑 期	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
1年未満	1,279	1,431	1,595	1,477	1,612	1,610
1~3年未満	6,582	6,831	6,568	5,282	4,812	5,239
10年以下	1,137	1,182	1,103	844	900	1,076
20年以下	16	26	27	22	17	33
30年以下	3	2	3	1	0	1
無 期	0	1	1	0	0	0
合 計	9,017	9,473	9,297	7,626	7,341	7,959
実 刑 率 (%)	51.7	50.8	48.0	46.2	43.6	46.3

罰金	0	1	0	0	3	0
無罪	15	11	15	6	13	15
その他	114	133	182	138	126	136

(2) 覚醒剤取締法違反

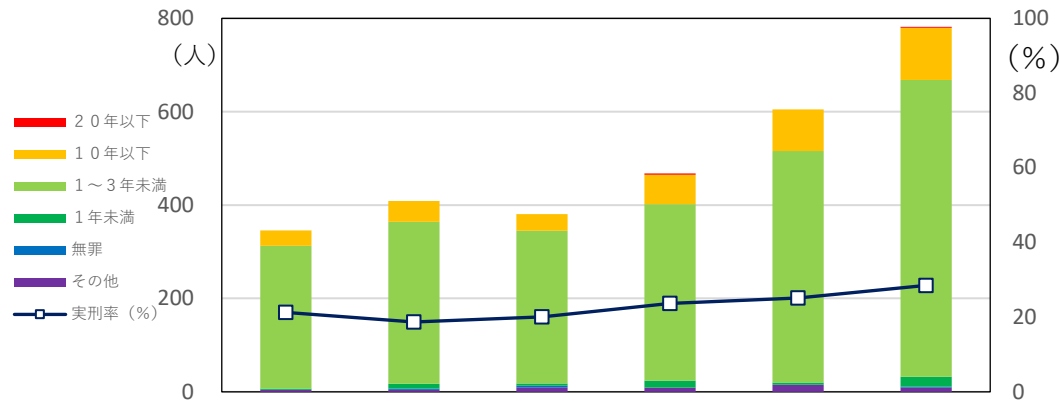


年次 刑 期	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
1年未満	13	5	9	12	6	5
1~3年未満	5,830	5,944	5,603	4,229	3,587	3,939
10年以下	966	1,024	917	653	685	796
20年以下	12	24	26	17	15	29
30年以下	3	2	3	1	0	1
無 期	0	1	1	0	0	0
合 計	6,824	7,000	6,559	4,912	4,293	4,770
実 刑 率 (%)	63.0	63.4	61.6	62.6	62.6	64.0

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	13	8	11	3	12	9
その他	99	108	135	90	73	97

(注) 1 司法統計年報による。
 2 実刑率 = (懲役人員 - 全部執行猶予人員) / 懲役人員である。
 ※懲役人員には、一部執行猶予人員が含まれる。

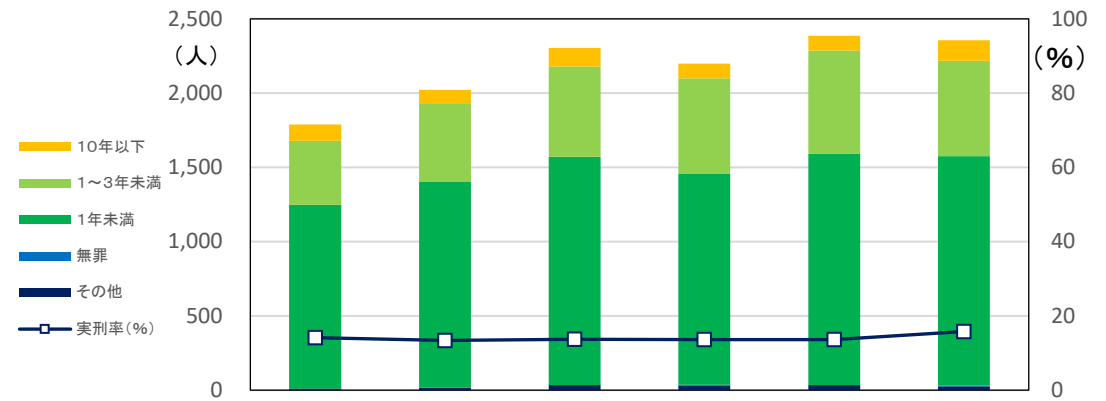
(3) 麻薬及び向精神薬取締法違反



年次 刑 期	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
1年未満	3	10	5	15	5	21
1~3年未満	306	347	327	378	496	636
10年以下	33	45	36	63	89	112
20年以下	0	0	0	3	0	2
30年以下	0	0	0	0	0	0
無 期	0	0	0	0	0	0
合 計	342	402	368	459	590	771
実刑率 (%)	21.3	18.7	20.1	23.7	25.1	28.5

罰金	0	1	0	0	0	0
無罪	0	3	3	0	0	2
その他	4	4	10	9	15	9

(4) 大麻取締法違反

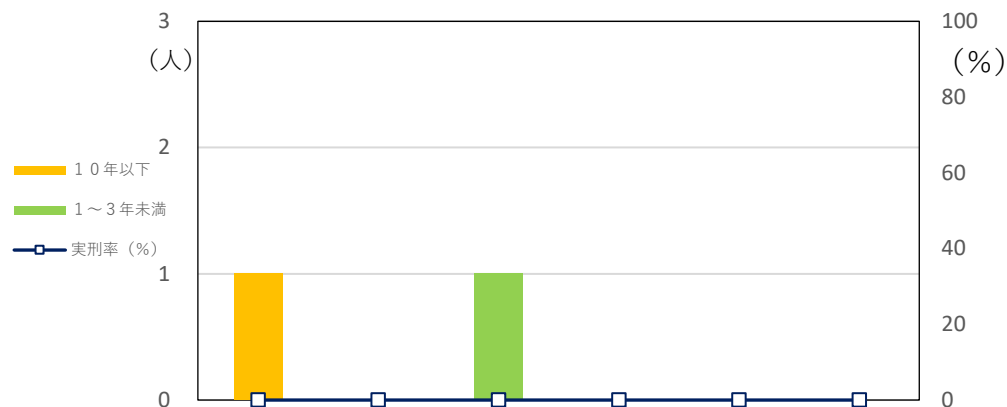


年次 刑 期	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
1年未満	1,236	1,389	1,536	1,423	1,557	1,545
1~3年未満	433	522	609	640	695	643
10年以下	109	93	125	99	99	138
20年以下	0	0	0	0	0	0
30年以下	0	0	0	0	0	0
無 期	0	0	0	0	0	0
合 計	1,778	2,004	2,270	2,162	2,351	2,326
実刑率 (%)	14.1	13.4	13.7	13.6	13.6	15.8

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	1	0	1	3	1	4
その他	10	17	34	33	34	26

(注) 1 司法統計年報による。
 2 実刑率 = (懲役人員 - 全部執行猶予人員) / 懲役人員である。
 ※懲役人員には、一部執行猶予人員が含まれる。

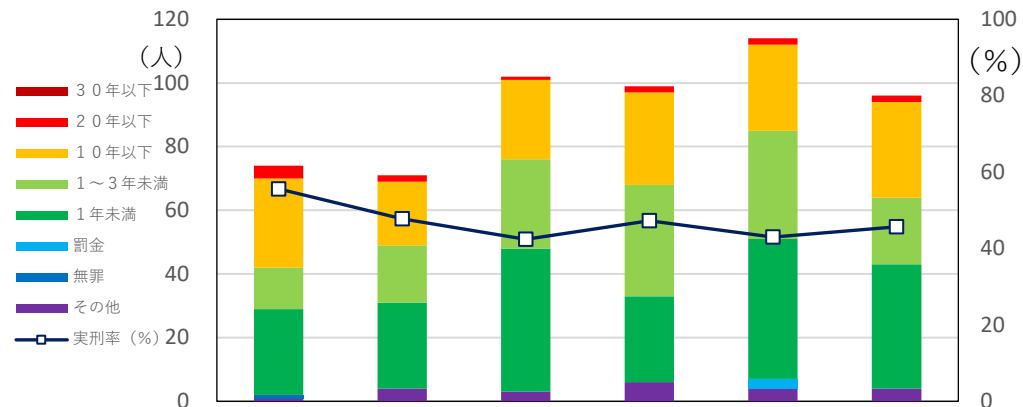
(5) あへん法違反



年次 刑 期	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
1年未満	0	0	0	0	0	0
1～3年未満	0	0	1	0	0	0
10年以下	1	0	0	0	0	0
20年以下	0	0	0	0	0	0
30年以下	0	0	0	0	0	0
無 期	0	0	0	0	0	0
合 計	1	0	1	0	0	0
実刑率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0

(6) 麻薬特例法違反

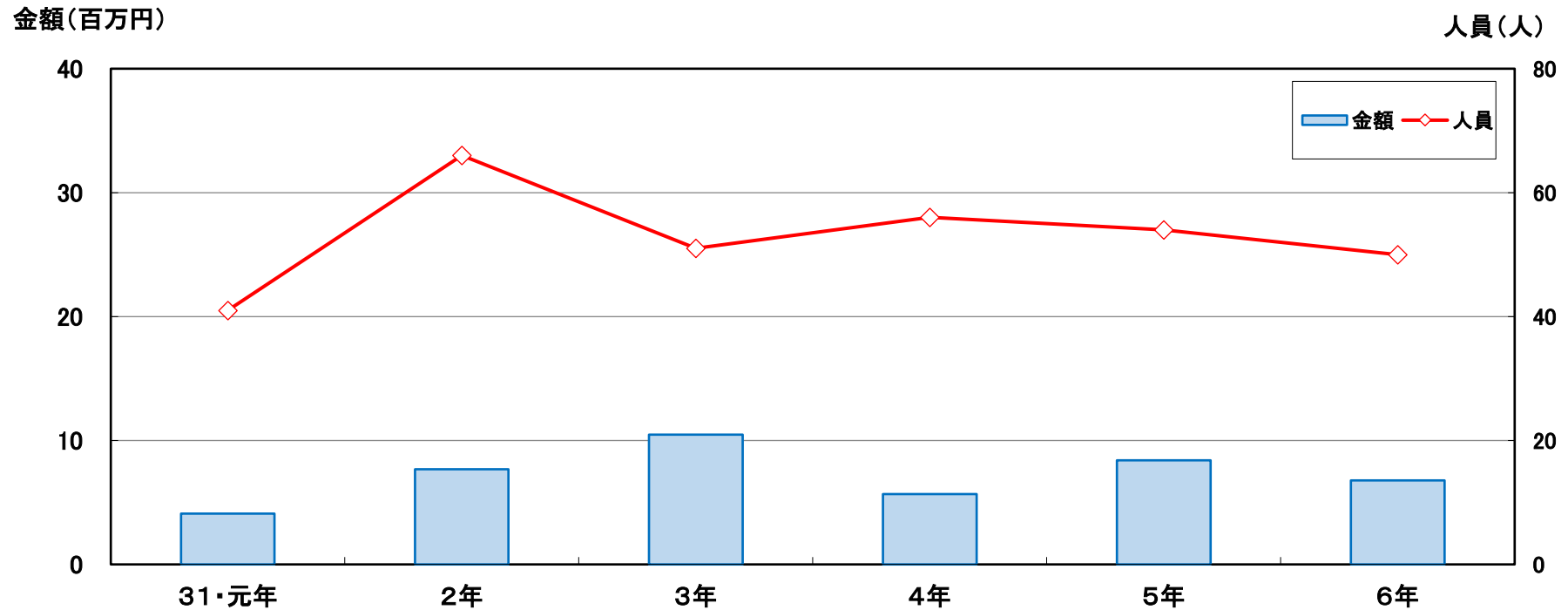


年次 刑 期	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
1年未満	27	27	45	27	44	39
1～3年未満	13	18	28	35	34	21
10年以下	28	20	25	29	27	30
20年以下	4	2	1	2	2	2
30年以下	0	0	0	0	0	0
無 期	0	0	0	0	0	0
合 計	72	67	99	93	107	92
実刑率 (%)	55.6	47.8	42.4	47.3	43.0	45.7

罰金	0	0	0	0	3	0
無罪	1	0	0	0	0	0
その他	1	4	3	6	4	4

(注) 1 司法統計年報による。
 2 実刑率 = (懲役人員 - 全部執行猶予人員) / 懲役人員である。
 ※懲役人員には、一部執行猶予が含まれる。

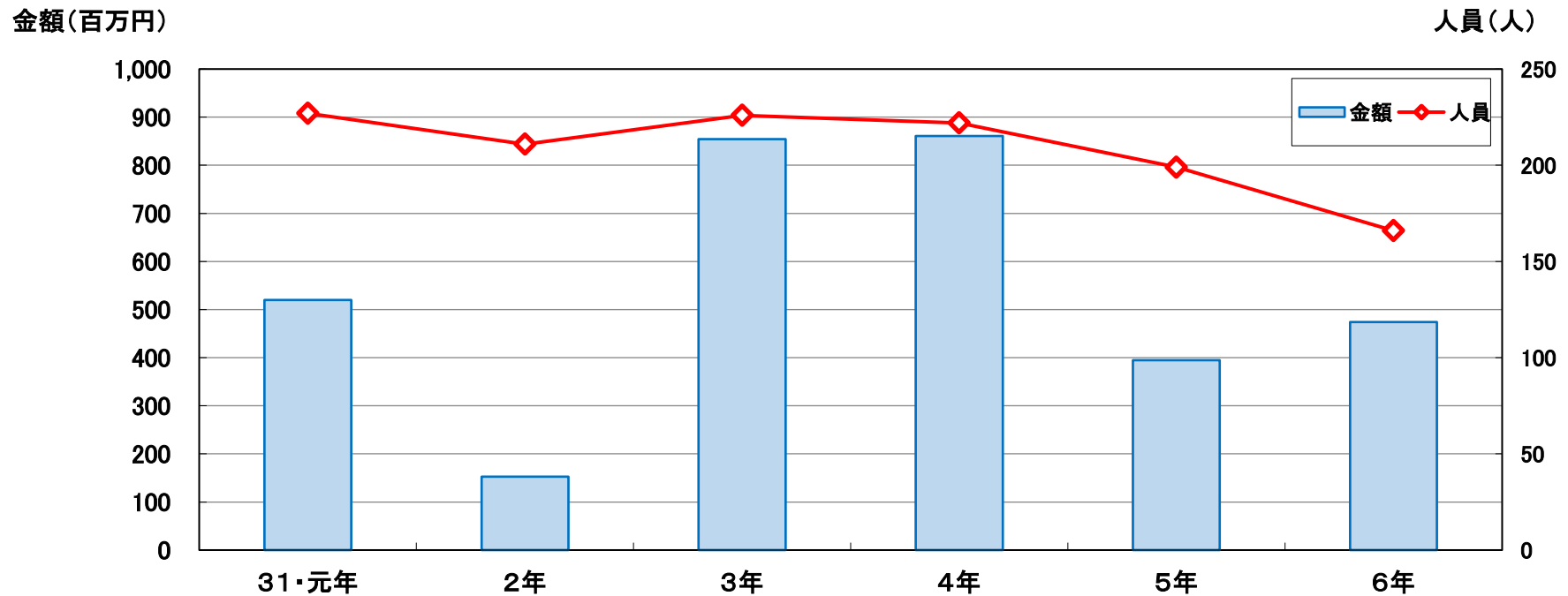
(1) 没収規定による没収額の推移



区分 \ 年次	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
人 員	41	66	51	56	54	50
金 額	4,101,746	7,681,366	10,465,022	5,678,909	8,404,409	6,767,365

(注) 1 刑事局資料による。
 2 金額は不真正連帯関係にある重複部分を控除した額である。

(2) 追徴規定による追徴額の推移



区 分 \ 年 次	31・元年	2年	3年	4年	5年	6年
人 員	227	211	226	222	199	166
金 額	520,023,937	152,426,263	854,361,787	860,974,818	394,524,720	474,201,446

(注) 1 刑事局資料による。
 2 金額は不真正連帯関係にある重複部分を控除した額である。

◎対象者の選定

- 面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

◎指導の目標

- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

◎実施方法等

- 1単元60～90分
- 全2～12単元、標準実施期間：1～6か月

受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、各種プログラムを組み合わせ実施

必修プログラム

DVD教材・ワークブック

専門プログラム

グループワーク（12回）

移行プログラム

グループワーク、民間自助団体などによるミーティング（6回）

選択プログラム

グループワーク

民間自助団体によるミーティング

DVD等の補助教材の視聴

面接、個別指導等

◎更生保護官署との連携

- 必修プログラム及び専門プログラムは、保護観察所と同様、認知行動療法的手法を取り入れたプログラムを導入
- 刑事施設における指導実施結果とともに、心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ、一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
8,751	7,707	7,493	7,418	6,869	6,826

依存症回復処遇課程

依存症回復処遇課程（A 課程）の処遇イメージ

処遇理念：薬物依存からの回復という共通の目的を持った者同士が、体験の共有や分かち合いを通して、相互支援的に薬物依存の背景にある根本的な問題に向き合い、回復に向けて自発的に行動できるようにする。

処遇方式：課程対象者のみで集団を編成し、**集団相互作用を意識しながら、改善指導で学んだ薬物依存からの回復に向けた対処行動を意識した生活を送らせる。**

作業

基礎的作業
コミュニケーション
能力向上作業

出所後の仕事と薬物依存症からの回復の両立を意識した社会に近い環境（作業上必要な会話・ミーティング等）の構築

一般改善指導

積極的かつ継続的なミーティング

対象者や集団の特性・問題性に合った指導を実施

特別改善指導

薬物依存離脱指導（グループワーク）

- 必修プログラム
- 専門プログラム
- 移行プログラム

社会復帰支援

社会復帰支援に同意した受刑者に対し、社会福祉士等による面接

出所後の支援機関との連絡調整、ケースカンファレンス等の実施



グループミーティング

受刑者同士で、自身の体験を共有することを通じ、薬物依存からの回復に向けて自発的に行動するよう働き掛けます。

麓刑務所



社会復帰を見据えた自助団体との関わり

自助団体とのミーティングなどを通じ、断薬への動機付け等を図りつつ、社会復帰後も継続的な治療等を自発的に受けるよう働き掛けます。

名古屋刑務所

少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）

★ 指導目標

薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないこと

● 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者

● 指導内容 ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施

● 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

中核プログラム

- 実施形式 集団指導又は個別指導
- 指導時間数 12単元

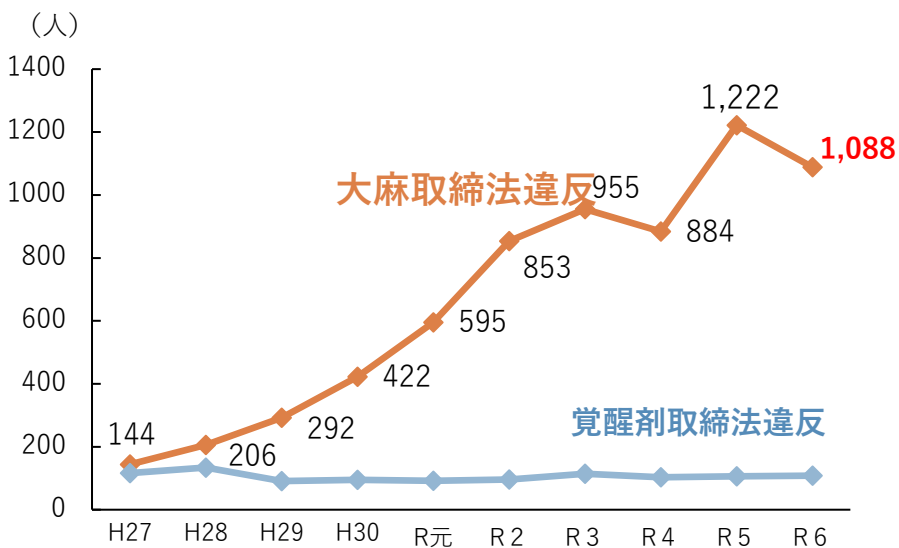
単元	指導科目
第1回	これまでの生活とこれから
第2回	自分へのおもいやり
第3回	まわりにある引き金
第4回	なかにある引き金
第5回	感情のためこみ
第6回	つかうまえの考えと行動
第7回	スリップするまえにできること
第8回	これから広がる人間関係
第9回	これからの人間関係と相談
第10回	うまくいかないときと相談
第11回	これからの生活とスケジュール
第12回	これからの自分

項目	指導内容	指導方法
①中核プログラム (共通)	薬物乱用の防止を目的とした、認知行動療法を基礎とするワークブックを用いた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「J.MARPP」を用いたグループワーク又は個別指導
②周辺プログラム	主として背景要因に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・対人スキル指導 ・家族問題指導 ・アサーションを中心とした対人トレーニング ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・個別面接指導
	主として問題行動（薬物使用）に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・自律訓練法、呼吸法 ・アンガーマネジメント ・マインドフルネス ・リラクセーション
	主として生活設計に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接指導 ・進路に関する集団指導 ・余暇の過ごし方（薬物以外の楽しみ探し）指導 ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・民間自助グループによる講話
③フォローアップ指導	中核プログラムの確認（復習・自己統制計画の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・「J.MARPP」を用いた個別指導

少年院における大麻に関する指導

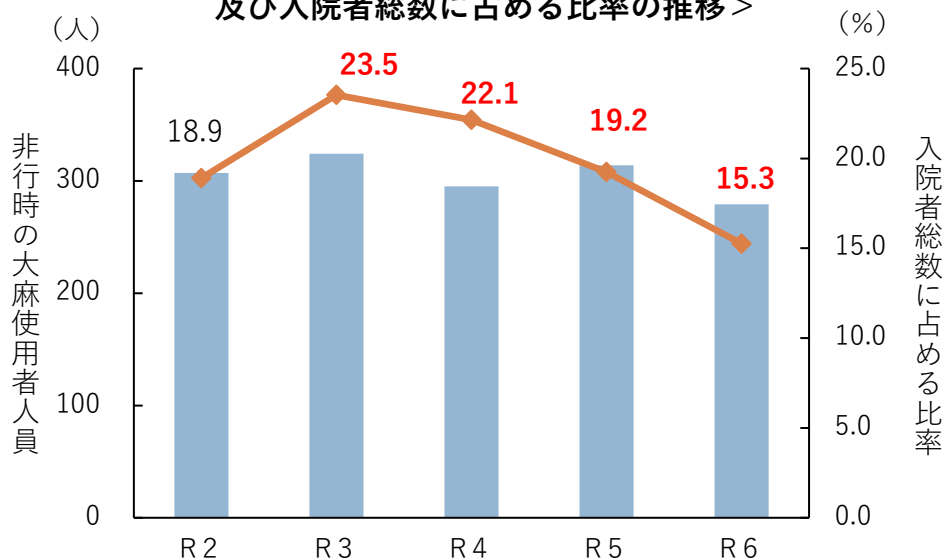
- ・ 若年層を中心とした大麻の乱用状況は拡大傾向
- ・ 少年院入院者に大麻の使用歴を有する者が一定数存在

＜20歳未満の大麻取締法違反等 検挙人員の推移＞



※令和7年版犯罪白書による。

＜少年院入院者の非行時の大麻使用者人員及び入院者総数に占める比率の推移＞



※少年矯正統計による。

大麻使用経験を有する在院者に対する指導の充実

指導教材



少年院在院者向け 大麻に関する指導教材

対象者：主に大麻使用歴があるものの
依存傾向が認められない者

目的：今後の大麻使用を抑制し、将来
の大麻使用障害等への進行を予
防する2次予防

指導形態：グループワーク 又は 個別指導



【教材の内容】

エビデンスのある知識

- 大麻の基礎知識①・②
- 脳と薬物の基礎知識

リテラシー教育

- 情報を見分ける力①・②

ライフスキル教育

- 自己理解スキル
- 意思決定スキル
- 対人関係スキル①・②
- ストレスに対処するスキル

オプション

- 「痛み」について考える
- これからの自分と薬物

在院者の特性、問題性等を踏まえ、
必要なものを選択して実施

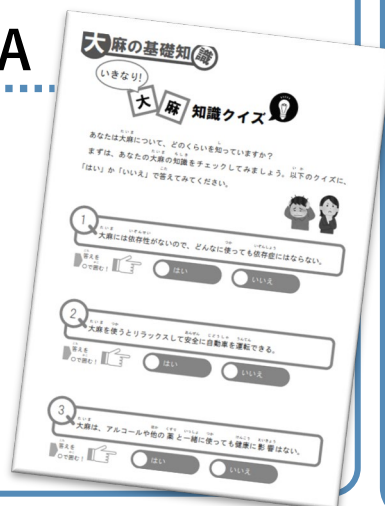
執務参考資料



少年院職員のための 大麻に関する基礎知識Q&A

概要：職員が大麻に関する理解を深め、
指導に役立てることを目的とした
執務参考資料

内容：大麻に関する国際情勢
大麻の特徴・効果
日本国内の情勢



対象

- 保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者（**特別遵守事項で受講を義務付けて実施**）
- ※ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年については、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ※ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

教育課程：ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習（保護観察官が実施）

コアプログラム（全5回）

：おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

- 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と錨
- 第4回 再使用を防ぐには
- 第5回 強くなるより賢くならう

大麻事犯の保護観察対象者については、その特性等を踏まえ以下の5課程を実施可

- 第1回 大麻ってどんなもの？
- 第2回 何のために大麻を使ったの？
- 第3回 自分の本当の気持ちを考えてみよう
- 第4回 本当にほしいもの・なりたい自分を考えよう
- 第5回 再使用防止計画を立ててみよう

ステップアッププログラム

：おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

- コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

【発展課程】

コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる（全12回）。

【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。

- A アルコールの問題
- B 自助グループを知る
- C 女性の薬物乱用者

【特別課程】

①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、②家族を含めた合同面接をさせる。

簡易薬物検出検査

- 教育課程と併せて、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

保護観察開始

保護観察終了・地域移行による終了

策定の背景

- ・薬物依存対策は政府の重要な政策課題の一つであり、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月から施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関と、地域の医療・保健・福祉機関等との連携体制の構築が不可欠。
- ・そのため、法務省と厚生労働省が共同で平成27年11月に本ガイドラインを策定し、保護観察所や自治体等に周知の上、平成28年4月から実施。

ガイドラインの概要

総論

基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

関係機関

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。等

各論

薬物依存者本人に対する支援

(刑事施設入所中の支援)

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等

(保護観察中の支援)

- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に参加する。等

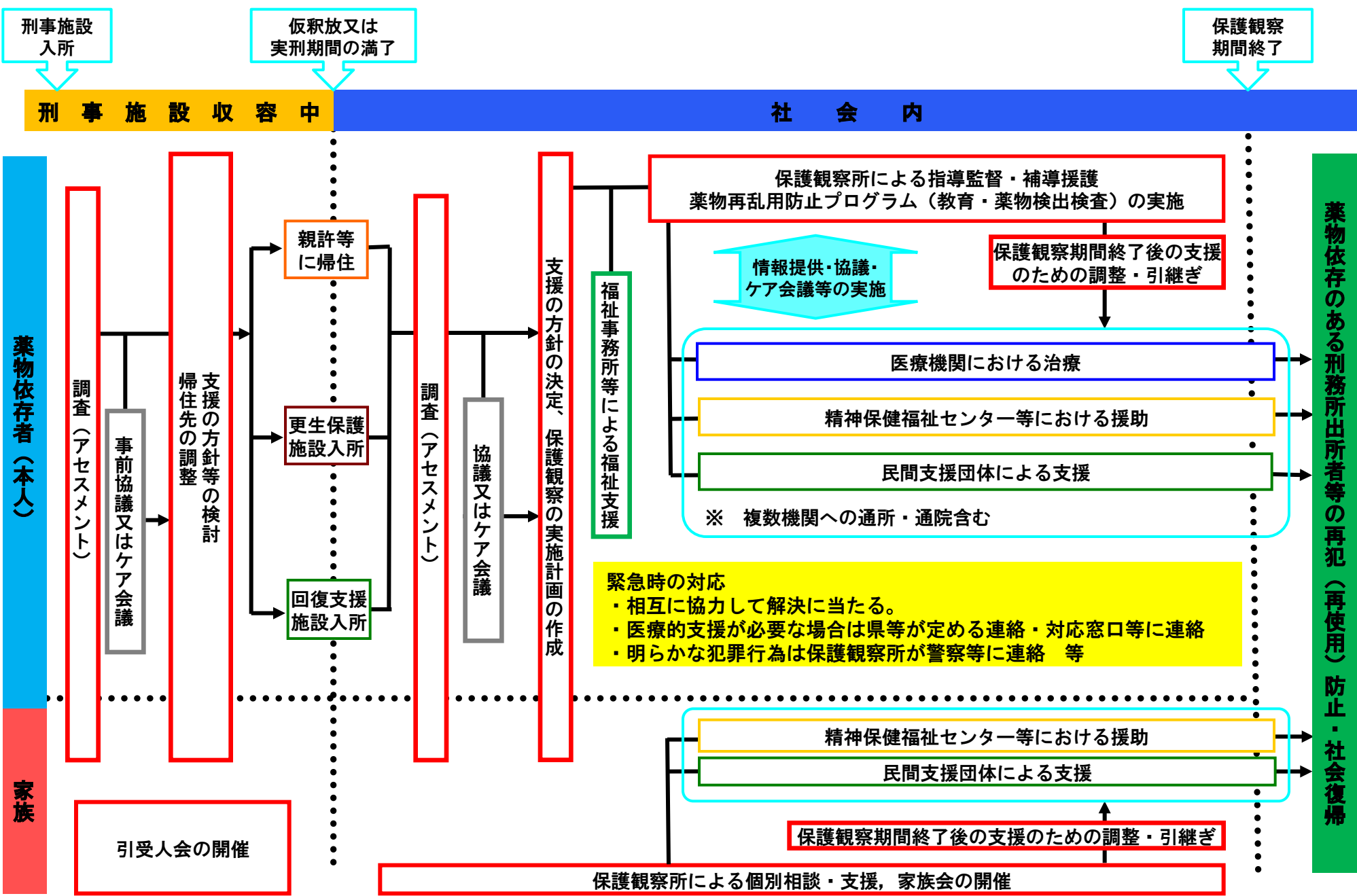
(保護観察終了後の支援)

- ・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等

家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等

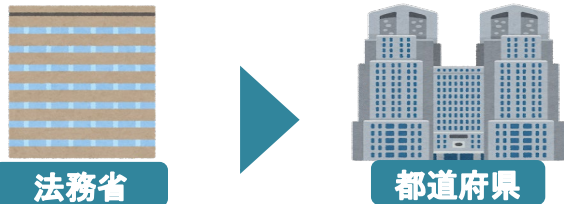
ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）



背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



財政支援
(補助金)

補助率1/2
(最大150万円)

※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費(印刷製本費、消耗品費等)、
役務費(通信運搬費等)、委託料 等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○ (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**



- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

○ (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**



- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

○ (都道府県が行う) **直接支援**

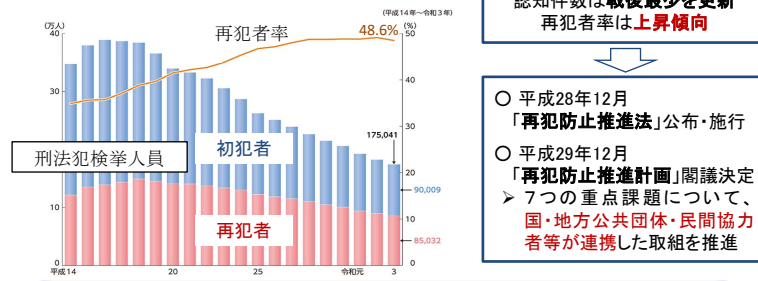


就労・住居支援 / **専門的支援** / **相談支援** のいずれか1つを実施

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

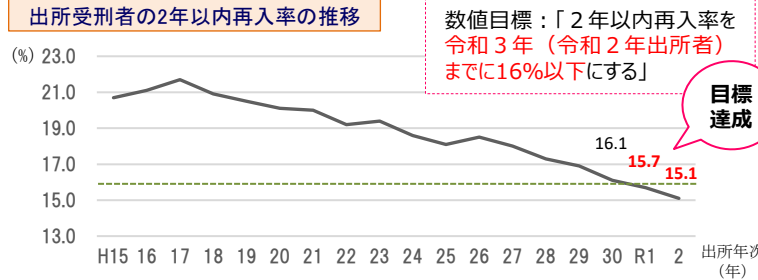
第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10~)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性に応じた刑務作業の実施**
 - **雇用ニーズ**に応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - **更生保護施設等**が地域社会での**自立生活を見据えた処遇**(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための**体制整備**
 - 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機付け**の強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な人口支援の実施**
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- **若年受刑者**に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- **持続可能な保護司制度の確立**とそのため保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- **地域の民間協力者**(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の**積極的な開拓及び一層の連携**
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検査者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分数及び再処分率